

議案第            号

訴えの提起について

大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 2 9 号 三精テクノロジーズ株式会社に対し、損害賠償請求の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

川西市長 越 田 謙 治 郎

記

1 訴えを提起する相手方

大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 2 9 号

三精テクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 板 垣 治

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の要旨

(1) 被告は、原告川西市に対し、7 9 7 9 万 1 4 5 6 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決を求める。